

平成30年9月19日
海事局安全政策課
検査測度課

メタノール／エタノール燃料船のためのガイドラインに合意

～国際海事機関（IMO）第5回貨物運送小委員会（CCC 5）⁽¹⁾ の開催結果概要～

環境にやさしい燃料として近年注目されているメタノールやエタノールを燃料として使用する船舶の普及に向けた環境を整備するため、その船舶の安全性を確保するためのガイドラインが合意されました。

平成30年9月10日から14日にかけて、英国ロンドンIMO本部にて第5回貨物運送小委員会（CCC 5）が開催されました。主な審議結果は以下のとおりです。

1. メタノールやエタノールを燃料として使用する船舶の安全性を確保するためのガイドラインが合意されました。
2. 液化天然ガス（LNG）タンクの構造材として、高マンガンオーステナイト鋼の使用を暫定的に認めるためのガイドラインが最終化されました。
3. 国際海上固体ばら積み貨物（IMSBC）コードの種別A⁽²⁾ 定義変更については、より慎重な検討が必要との我が国の主張が認められ、今後も審議されることとなりました。

審議結果の詳細は別紙をご参照ください。

(1)：安全及び環境に配慮した個品危険物及び固体ばら積み貨物の運送、ガス燃料船及び液化ガスばら積み船の安全要件の見直し、並びにコンテナの安全に係る事項等について審議を行う小委員会。

(2)：固体ばら積み運送時に液状化するおそれのある貨物に関する分類区分。

問い合わせ先：国土交通省海事局



（上記1及び2について）

安全政策課船舶安全基準室 花岡、浦野

代表：03-5253-8111（内線43-564、43-562）

直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642

（上記3について）

検査測度課危険物輸送対策室 木川、本田

代表：03-5253-8111（内線44-173、44-179）

直通：03-5253-8639 FAX：03-5253-1644